

北海道公安委員会告示第187号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、岩内町内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和6年11月5日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

1 合意した者

- (1) 岩宇地域公共交通活性化協議会
- (2) 北海道公安委員会
- (3) 岩内町
- (4) 北海道運輸局札幌運輸支局
- (5) ニセコバス株式会社

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、ニセコバス株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

通番	停留所名	上下線別	所在地
1	岩内十字街	下り	岩内郡岩内町字栄2番地先
2	岩内十字街	上り	岩内郡岩内町字万代11番地先

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる旅客の運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
岩宇地域公共交通活性化協議会	しおかぜライン